

永田クラブ  
経済研究会  
消費者問題研究会  
厚生労働省記者クラブ  
農林水産省記者クラブへ公表

公開

令和 8 年 7 月 1 日  
内閣府食品安全委員会事務局

## 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価（「自ら評価」） の案件候補の募集について

食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき関係大臣から諮問のあった場合のほか、国民の健康への影響が大きいと考えられるもの等について、自らの発意により食品の安全性に関するリスク評価を行うことができます。

令和 8 年度の案件の選定に当たり、別紙のとおり広く国民の皆様から案件候補を募集いたしますので、お知らせいたします。

### 【本件連絡先】

食品安全委員会事務局  
情報・勧告広報課 長谷川  
電話：03-6234-1126

### 食品安全委員会について（<https://www.fsc.go.jp/>）

食品安全委員会は、食品中に含まれる農薬や食品添加物などが健康に及ぼす影響を科学的に評価する機関（リスク評価機関）。7名の委員で構成され、16の専門調査会及び6つのワーキンググループにおいて、約200名の専門委員の協力により、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等の分野のリスク評価等を行っています。

(別紙)

## 令和8年度における「自ら評価」案件候補 (ウェブサイトによる公募) について

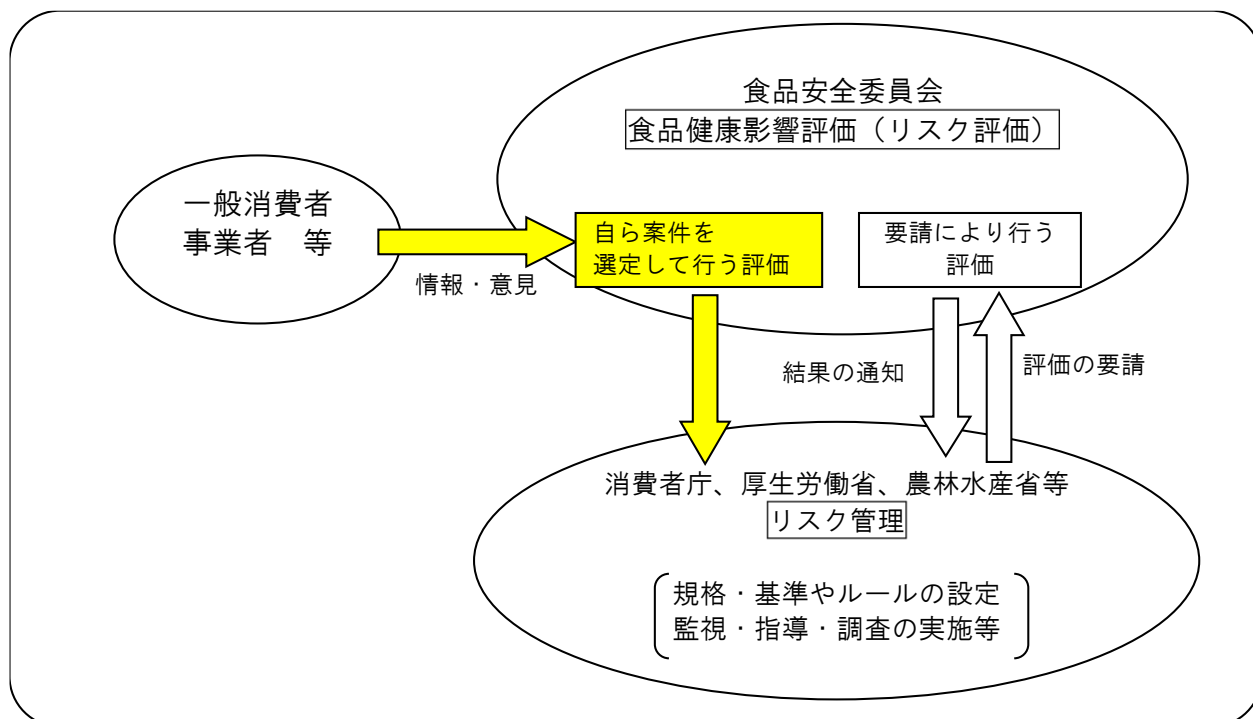
令和8年7月1日  
内閣府食品安全委員会事務局

### 1 「自ら評価」について

食品安全委員会が実施する食品健康影響評価については、①リスク管理機関(消費者庁、厚生労働省、農林水産省等)からの要請を受けて実施するものと、②自らの発意により実施するもの、の2つがあります(食品安全基本法第23条第1項第2号)。

後者は、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民からの意見等に基づき、自らの判断により食品健康影響評価を行うものであり、これについて従来から「自ら評価」と称しています。

#### 【食品安全委員会が実施する食品健康影響評価の位置づけ】



## 2. 企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定について

「自ら評価」案件候補は、企画等専門調査会において、以下に掲げる「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」に基づき、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況に配慮した上で、選定基準に該当するものを選定し、食品安全委員会に報告することとされています。

○企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

### 案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。

一方、以下に例示するものについては、食品健康影響評価（食品安全委員会による食品のリスク評価）の趣旨に照らし「自ら評価」の対象とはいたしません。

- ・ 現在評価中又は評価済みのもの
- ・ 食品の問題ではないもの
- ・ リスク管理の問題であるもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）

食品健康影響評価に当たっては、①ハザード（危害要因）の特定、②ハザードの特性評価、③ばく露評価、④リスクの判定の4つの段階について、それぞれ科学的知見の充足が必要であることから、「自ら評価」案件候補の選定に当たっても、科学論文や書籍など、提案する案件の健康影響に関する科学的な根拠が重要であり、対象となる案件に関する科学

的知見が十分かどうか配慮することが不可欠です。

また、現時点で入手できる科学的知見によって案件を選定するものであり、研究や調査等により科学的知見を得るための案件を選定するものではありません。したがって、科学的知見が十分でない場合には「自ら評価」案件候補として選定されず、科学的知見の充足状況等に応じて、「ファクトシート」（科学的知見の不足等によりリスク評価ができないハザードに関する情報の整理）、若しくは「Q & A」（国民の関心が高いハザード等に関する分かりやすい情報提供）の作成・公表、情報収集の継続、又は SNS 等による情報発信を行うこととする場合があります。

なお、口コミや風聞など、科学的な根拠が定かではない情報のみに基づく提案については、審議の対象とならない場合があります。

※ これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況については、別添の参考資料を御覧ください。

### 3. 案件候補の提案方法【詳細は別添をご確認ください】

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で提案してください。ファクシミリ及び郵送は、以下の必要事項を記入の上、提出してください。電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームは入力フォームに従い必要事項を入力してください。電話による提案は受け付けておりません。

詳しい提案方法については、別添の提案要領をご確認ください。

#### (1) 記入事項：

案件候補名（ハザード名）、案件候補とする理由、案件候補とする情報等、  
氏名（法人の場合は法人名・部署名等） 等

#### (2) 宛先：

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内  
「自ら評価」の案件候補の募集 担当 宛

#### (3) 締め切り：

令和8年7月31日（金）（必着）

#### ○別添資料：

- ・ 提案要領

#### ○参考資料：

- ・ これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

お問合せ先  
内閣府食品安全委員会事務局  
情報・勧告広報課 長谷川  
TEL：03-6234-1126

(別添)

## 「自ら評価」の提案要領

### 提案方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

ご提案の内容を確認し的確な審議を行うため、電話によるご提案は受け付けておりませんのでご了承ください。

#### 【記入事項】

1. 案件候補名（ハザード名）（※必須）
2. 案件候補とする理由（※必須）
3. 案件候補とする情報等（※必須）
  - ・ 科学論文や書籍など、提案する案件の健康影響に関する科学的な根拠を示していると考えられる情報を記入ください（論文の場合には、タイトル、著者、雑誌名及び号数等）。
  - ・ 口コミや風聞など、科学的な根拠が定かではない情報等については、十分な審議ができないため、審議の対象とならない場合があります。
4. 氏名（法人の場合は法人名・部署名）（※必須）
5. 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）（※必須）

※上記の記載がない提案については審議の対象とならない場合がありますので予めご了承ください。

※ご提案の参考として、これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況に関する資料を添付いたします。

#### 【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内  
「自ら評価」の案件候補の募集 担当 宛

- 電子政府の総合窓口「e-Gov」の場合：  
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。
- ファクシミリの場合：03-3584-7392
- 郵送の場合：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー13階

なお、ファクシミリでお送りいただく場合には、表題を「自ら評価の案件候補の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをしていただきますよう、お願いいたします。

**【締め切り】**

令和8年7月31日（金）（必着）

**【提出上の注意】**

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限ります。
- 個人は、氏名・住所・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載してください。なお、これらは、応募内容について当方からお問合せをさせていただきます場合のためにお尋ねしております。
- 文字数制限1000文字以内で送信してください。

お問合せ先 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課 長谷川 TEL: 03-6234-1126
---